

○図書館資料の不用決定及び不用図書処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生涯学習の推進に寄与するため、おおぶ文化交流の杜図書館で所蔵する図書館資料（以下「蔵書」という。）の不用の決定及び不用の決定が行われた蔵書（以下「不用図書」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(不用の決定)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する蔵書について、不用の決定を行うことができる。

- (1) 利用者が紛失した蔵書
- (2) 蔵書点検において、3回以上所在不明となった蔵書
- (3) 破損、汚損等により利用できなくなった蔵書
- (4) 情報が古くなり利用価値が乏しくなった蔵書
- (5) 別表に定める所蔵年数を経過して、利用価値が乏しくなった蔵書
- (6) その他市長が不用と認めた蔵書

2 市長は、蔵書の不用の決定をしたときは、リストを作成し、データベースから該当部分を削除するものとする。

3 不用図書は、蔵書と区別するものとする。

(不用図書の譲渡)

第3条 前条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当するもので不用の決定をした不用図書は、希望者に無償で譲渡することができる。

(廃棄)

第4条 無償譲渡を行わない不用図書は、廃棄処分する。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	一般書	児童書	参考図書	視聴覚資料	定期刊行物
所蔵年数	5～10年	5～10年	5～10年	5年	1～3年